

中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会の設置について（案）

（平成28年2月 日部会決定）

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、廃棄物処理制度専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

廃棄物処理制度専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

廃棄物・リサイクル分野においては、平成9年以降、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正により、廃棄物処理業界の健全化や、不法投棄件数の減少に見られるような不適正処理対策の充実が図られてきた。

また、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法の下、廃棄物処理法及び各種リサイクル関連法の整備が図られ、廃棄物のリサイクルについて着実な進展が見られる。

しかし、最近では、廃棄物の排出量は4億2千万トン強で横ばいであり、最終処分場の残余容量についても依然として逼迫した状況にある。また、大規模な不法投棄は従前と比べれば減少してはいるものの、不適正処理事案は引き続き発生している。

一方、昨年12月には、国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議において「パリ協定」が採択され、国際的な地球温暖化対策の新たな一歩が踏み出された。我が国としても今後地球温暖化対策計画を策定し、対策を更に進めていくこととしていることから、廃棄物処理分野の対策も一層強化していく必要がある。また、近年、国内で不適切な取扱いを受けた廃棄物等が、途上国等に輸出される事例が頻発していることから、このような廃棄物等の国内・輸出先の国における不適正処理による環境汚染を防止するとともに、適正な資源循環を図っていく必要性が生じている。

このような状況の中、平成22年に改正された廃棄物処理法が施行されてから本年4月で5年が経過することとなり、改正法の附則に基づき、政府において法の施行状況について検討を加えることが求められている。

このため、標記専門委員会を設置して、循環型社会形成の一層の推進に向け、廃棄物の排出抑制や適正な処理等に関する事項等について、必要な検討を行うものである。

2. 検討事項

上記の状況に鑑み、現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況の点検及び評価を行い、必要に応じ、環境の保全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた当該排出抑制、適正な処理等の促進方策について総合的な検討を行う。

3. 検討スケジュール

年内の報告書取りまとめを目指し、概ね月1～2回程度開催する予定。

4. 運営方針

・専門委員会は、専門学識経験者、関係業界及び地方公共団体関係者等から構成する。